

「中華人民共和国增值税法」の正式公布

May 2025

In Brief

「中華人民共和国增值税法」(以下、增值税法)が2024年12月25日に可決され、2026年1月1日より施行されます。過去に31年間にわたって增值税の取り扱いの基礎とされた「中華人民共和国增值税暫定条例」およびその実施細則(以下、暫定条例等)が廃止され、正式に增值税法として施行することになります。

增值税法において課税取引の定義などが改正されており、日本本社および中国子会社にもたらす影響の可能性を検討し、近い将来において公布が見込まれている增值税法に係る実施条例等による具体的な取り扱いも確認する必要があります。

本ニュースレターでは、增值税法の改正内容のうち、現行の暫定条例等と增值税法との主な相違点および実施条例等において明確化が期待される項目について解説します。

In Detail

1. 増值税法の改正内容等

現行の暫定条例等と比較し、その改正内容等は以下のとおりです。

	現行の暫定条例等	增值税法	相違点または実施条例等において明確化が期待される項目
(1) サービス・無形資産等の課税取引の定義	<p>課税取引は以下のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスまたは無形資産(自然資源使用権を除く)のうち、その販売者または購入者が中国国内にいる場合の取引 ただし、中国国外の個人・法人による、中国国内の個人・法人に対する完全に中国国外で発生するサービスの提供、または無形資産の販売は、課税取引に該当しません。 	<p>課税取引は以下のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産の販売またはリース、自然資源使用権の譲渡のうち、不動産または自然資源の所在地が中国国内にある場合の取引 金融商品の販売のうち、金融商品が中国国内で発行され、または販売者が中国国内の個人・法人である場合の取引 サービスの提供または無形資産の販売のうち、そ 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内消費」の概念が導入されます。金融商品販売等の課税判断が明確になる一方、サービスの提供または無形資産の販売における「国内消費」の定義が明確ではないため、公布が見込まれる実施条例等を確認する必要があります。

		これらが中国国内で消費され、もしくは提供者または販売者が中国国内の個人・法人である場合の取引	
(2) 混合販売	<ul style="list-style-type: none"> 一つの取引に貨物の販売およびサービスの提供が含まれる場合、混合販売に該当します。 貨物の製造、卸売または小売に従事する個人・法人による混合販売については、貨物販売の課税取り扱いに準じて増価税を納付する必要があります。それ以外の個人・法人による混合販売については、サービス提供の課税取り扱いに準じて増価税を納付する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 一つの課税取引が2以上の税率または徴収率に関わる場合、課税取引の主要業務に応じて税率または徴収率を適用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「主要業務」が不明確であるため、実施条例等において、この定義の明確化が期待されます。
(3) 増価税控除留保額の還付制度	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当期の仕入増価税額が当期の売上増価税額を上回る場合、当該差額(以下、増価税控除留保額)は、翌期に繰り越して、将来の売上増価税額と相殺することができます。 一定の要件を充足する場合には、増価税控除留保額の還付を申請することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 増価税控除留保額は、翌期に繰り越して、将来の売上増価税額と相殺するか、または還付を申請することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 増価税控除留保額について、将来の売上増価税額との相殺または還付申請の任意選択が明確化されました。 増価税控除留保額の還付申請の要件等が実施条例等において定められる可能性がありますので、確認する必要があります。
(4) 控除対象外の仕入増価税額	<p>控除対象外の仕入増価税額は以下のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易課税方式を適用する課税項目に対応する仕入増価税額 増価税免除項目に対応する仕入増価税額 集団福利または個人消費に使用される購入貨物、加工修理組立役務、サービス、無形資産およ 	<p>控除対象外の仕入増価税額は以下のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易課税方式を適用する課税項目に対応する仕入増価税額 増価税免除項目に対応する仕入増価税額 購入したのち集団福利または個人消費に使用される貨物、サービス、無形資産および不動産に対応する仕入増価税額 	<ul style="list-style-type: none"> 控除対象外の飲食サービス、居住者日常サービスおよび娯楽サービスに対応する仕入増価税額は、「直接消費に使用される」場合に限定されるため、プラットフォーム企業、旅行会社、カンファレンス企業にとって大きなメリットになる可能性があります。 融資サービスに対応する仕入増価税額は、控除対象外の仕入増価税額から除かれました。

	<p>び不動産に対応する仕入増增值税額。</p> <p>※上記 3 つの項目に関わる固定資産、無形資産、不動産は、当該項目に特化した固定資産、無形資産(その他権益性無形資産を除く)、不動産のみを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入した融資サービス、飲食サービス、居住者日常サービスおよび娯楽サービスに対応する仕入増增值税額 	<ul style="list-style-type: none"> 購入したのち直接消費に使用される飲食サービス、居住者日常サービスおよび娯楽サービスに対応する仕入増增值税額 	
--	---	---	--

上記の改正のほか、増税法では、「中国国内の法人または個人による国务院の規定する範囲内のサービス、および無形資産のクロスボーダー販売について、税率をゼロとする」と規定されています。また、一部の基礎民生および基礎科学研究の免税政策が明確化されています。実施条例等において、下記のようなゼロ税率政策を適用するクロスボーダーサービスおよび無形資産、並びにその他增值税特別優遇政策の内容の明確化が期待されます。

- ゼロ税率を適用するサービスおよび無形資産の範囲
- 現行の增值税優遇政策(免除、簡易徴収、徴収後即還付、差額による課税売上高計算、追加控除、税額控除など)の整理等

The takeaway

日本本社におかれましては、増税法の改正内容および近い将来に公布が見込まれる実施条例等の内容を踏まえ、増税による中国子会社へのキャッシュフローの影響および日中間取引への影響を検討し、2026年1月の増税法の施行に向けて準備することが望ましいと考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琦忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

上海事務所

パートナー

渕澤 高明

上海事務所

シニア マネージャー

松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.